

# ショートステイ事業

広尾町に住所を有する在宅の高齢者などで、社会的理由※により一時的に養護する必要が生じた場合に、特別養護老人ホームに短期間宿泊（7日以内）させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図ることを目的としたサービスです。

※介護者である家族等が一時的に不在になる場合、体調不良等により一人での生活が困難な場合 など

## ◆対象者

『広尾町に住所を有し、在宅で生活している65歳以上の高齢者』で、高齢者等生活・自立支援アセスメント票により調査を行ったうえで、自立支援の観点からサービスを利用することが適切であると認められた方

## ◆介護保険の要介護認定において、要支援・要介護と認定された方

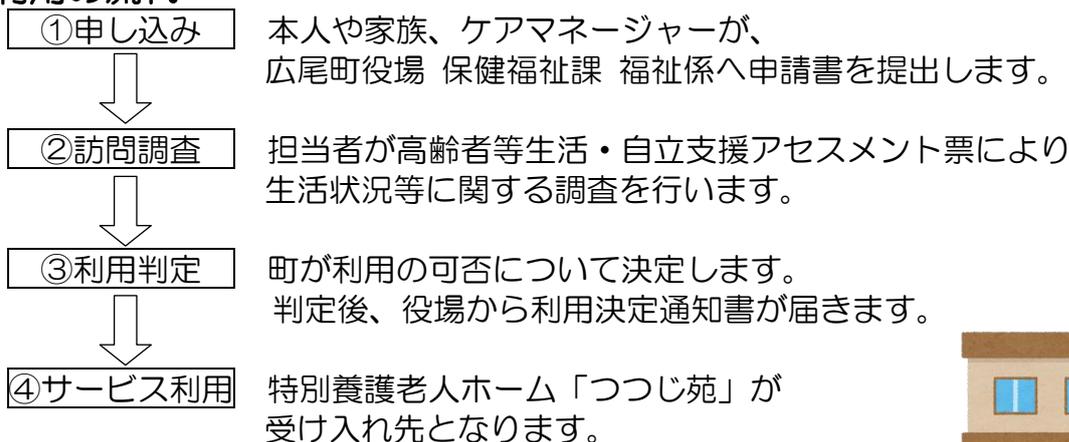
本事業よりも優先的に介護保険制度におけるショートステイを利用します。介護保険制度におけるショートステイを最大限に利用してもなお、在宅での生活が一時的に困難と認められる場合、不足分の日数を本事業で補います。

## ◆利用料

利用者負担額は「要支援1により設定された単価の1割、食材費及び調理費の実費相当額」となることから、以下の金額の合算額となります。

- |   |                             |                 |
|---|-----------------------------|-----------------|
| { | ①介護予防短期入所生活介護費（各介護度別）のサービス費 | ～ 1割分           |
|   | ②食費（1日3食）                   | ～ 1,445円（1日につき） |
|   | ③居住費（多床室）                   | ～ 915円（1日につき）   |
|   | ④送迎費（介護保険サービスの送迎加算）         | ～ 1割分           |

## ◆利用の流れ



## ◆お問い合わせ

- ・利用申請に関することは  
広尾町役場 保健福祉課 福祉係 ☎2-0172
- ・サービス利用（宿泊施設やお支払いなど）に関することは  
広尾町 特別養護老人ホームつつじ苑 ☎2-2315

